

平成24年度第3回秋田県職業能力開発審議会の要旨

【日 時】 平成25年3月8日（金）午後2時から午後4時

【場 所】 秋田市 ルポールみずほ 3階「しおんの間」

【出席者】 学識経験者：佐藤委員、高橋委員、外山委員、中川委員
事業主代表：斎藤委員、坂本委員、柴田委員、田山委員
労働者代表：加藤委員、菅原委員、竹谷委員
特別委員：渡邊委員（代理：川口室長）、福田委員（代理：渡部班長）
（事務局）：関根産業労働部長、藤井雇用労働政策課長ほか関係職員

【概要】

- 1 開 会
- 2 秋田県産業労働部長あいさつ
- 3 秋田県職業能力開発審議会会長あいさつ
- 4 議 事
 - (1) 協議事項
 - ① 第9次秋田県職業能力開発計画（案）について
 - ② 平成25年度職業能力開発事業の運営方針（案）について
 - (2) 報告事項
 - ① 平成24年度県立技術専門校修了予定者の就職内定状況について
 - ② 平成25年度県立技術専門校の入校選考の状況について
 - ③ 職業能力開発事業に関する平成24年度実施状況及び平成25年度実施計画について
 - (3) その他

事務局からパブリックコメント実施結果とあわせて第9次秋田県職業能力開発計画（案）の概要説明があり、各委員においても異議を唱える意見が無く、事務局が示した原案のとおり了承された。

平成25年度職業能力開発事業の運営方針（案）については、事務局が示した原案に一部の修正を加えることを前提として了承されている。

最後に事務局から職業能力開発事業に関する平成24年度実施状況及び平成25年度実施計画等に関する報告があり、午後4時、第3回秋田県職業能力開発審議会を閉会した。

なお、主な質疑応答は次のとおりである。

協議事項 第9次秋田県職業能力開発計画（案）について

- パブリックコメント実施結果によると、第9次秋田県職業能力開発計画（素案）に対して提出された意見4件は同じ1名から提出されたものでしょうか。
- そのとおりである。県外在住の方から4件の意見が提出されている。

協議事項 平成25年度職業能力開発事業の運営方針（案）について

- 資料「協議事項」P13「技能士の活用」において、県が発注する営繕工事では技能士1名を現場に置くものと記載しておりますが、配置技能士は2級所持者でも認められるのでしょうか。
- この場合、1級または単一等級を所持する技能士を現場に置く必要があり、2級所持者は認められないことから、その旨記載するよう修正します。

- 鷹巣技術専門校の建築工芸科では、大きく定員割れが続く現状を踏まえ、訓練科のあり方の検討が必要との説明がありましたが、定員に対する過去の入校者数ほどのくらいでしょうか。
- 建築工芸科の定員20名に対して、平成23年度の入校者は10名おり、中途退校者もいたため、最終的な訓練修了者は5名であった。平成24年度の入校者数は5名であり、平成25年度の入校者は現在募集中であるものの4名である。

- 資料「協議事項」P12「地域で開かれた職業能力開発の推進」のうち、高等学校等との連携や高校生への体験授業や教員を対象とした技能研修等を実施するという記載に関しては、県立技術専門校の認知度を高めるため、併せてPR活動を実施するという要素を付け加えていただきたい。
- 県立技術専門校の認知度向上のため、その旨を記載してPR活動を図ります。

- 資料「協議事項」P10の「産業ニーズを先取りした多様な職業能力開発の推進」のなかで、太陽光発電など新たな分野の技能・技術の習得を掲げているが、どのようなものか。
- 大曲技術専門校の電気システム科において、第2種電気工事士の養成に特化している現行の訓練内容の見直しを行い、太陽光発電を始め、企業ニーズに対応できる新たな分野の職業訓練の導入に向けて検討していきたい。

- 資料「協議事項」P12「就職定着率の向上を図るため、訓練修了生の就職後のフォローアップを行う」とありますが、訓練修了生のスキルアップのための支援も含まれるのでしょうか。
- 就職した訓練修了生は、民間企業の労働者いわゆる在職者となるため、更なる

技能の向上を目指したい在職者は、在職者向け職業訓練を受講していただくことになる。この就職後のフォローアップとは訓練終了後1年後において、その訓練修了生の就職先企業の訪問等を行い、各技術専門校と各企業の結び付きを強化するほか、訓練修了生の就職定着状況を把握するものである。

また、訓練修了生から現場の情報をいただき、各技術専門校が定める訓練内容の参考とするほか、企業が求める訓練ニーズも把握も行いたいと考えている。

○ 企業が求める求人や訓練ニーズをどう把握し職業訓練に活かしているのか説明してほしい。

→ 離職者等を対象とした職業訓練に関しては、公共職業安定所が保有する求人・求職情報を受けて、これらを分析しながら、民間教育機関等へ委託して実施する公共職業訓練の短期課程コースとして設定しており、引き続き、求人・求職のミスマッチの解消に努めて効果的な訓練コースを設定していきたい。

各技術専門校の学卒者訓練（普通課程）に関しては、各校で設置する地域職業能力開発運営協議会の場をもって、協議会委員である事業主代表から職業能力開発や訓練ニーズ等の情報提供を受けて、参考としながら訓練内容に反映させている。